

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年5月14日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		株式会社ププレひまわり 広島県福山市西新涯町二丁目10番11号	
大規模小売店舗の名称及び所在地		名称 スーパードラッグ ひまわり志度店	所在地 さぬき市志度 字石立991番1 外
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		小売業者 氏名(名称) 株式会社ププレ ひまわり 未定	代表者(法人の場合) 代表取締役 梶原 秀樹 -
大規模小売店舗の新設をする日		平成30年11月30日	
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		1,236平方メートル	
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数	位置〔別添図面-3〕 建物南側〔図面-3 建物配置図兼平面図上に記載・駐車場〕	収容台数 47台
	駐輪場の位置及び収容台数	位置〔別添図面-3〕 建物南側〔図面-3 建物配置図兼平面図上に記載・駐輪場〕	収容台数 36台
	荷さばき施設の位置及び面積	位置〔別添図面-3〕 建物西側及び南側〔図面-3 建物配置図兼平面図上に記載・荷さばき施設〕	面積 70平方メートル
	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置〔別添図面-3〕 建物内西側〔図面-3 建物配置図兼平面図上に	容量 10.5立方メートル

		記載・廃棄物保管施設]		ル	
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考
		株式会社プレひまわり	午前9時00分	午後9時50分	-
		未定	午前9時00分	午後9時50分	-
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	駐車場No.〔別添図面-3〕		駐車場利用可能時間帯	
		駐車場		午前8時30分～午後10時00分	
	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	駐車場No.〔別添図面-3〕	出入口の数	位置	
		駐車場	1箇所	建物敷地南側〔図面-3 建物配置図兼平面図上に記載・出入口〕	
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設No.〔別添図面-3〕		荷さばき可能時間帯	
		荷さばき施設1		午前6時00分～午後10時00分	
		荷さばき施設2		午前6時00分～午前9時00分	

2. 届出年月日

平成30年3月29日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課
縦覧期間	平成30年5月14日から平成30年9月14日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成30年9月14日)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
---------	--

	ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ